



租税特別措置等に係る政策評価の点検結果 (令和2年度)

令和2年11月

総務省行政評価局

令和2年度 租税特別措置等に係る政策評価の点検結果について

点検の仕組み

- 各行政機関は、税制改正要望に際して、租税特別措置等に係る政策評価を実施
【点検対象】政策評価法施行令に基づき評価が義務付けられている法人税（国税）、法人住民税・法人事業税（地方税）
- 総務省は、各行政機関の令和3年度税制改正要望に係る政策評価のうち、点検対象とする42件の内容を点検し、その結果を各行政機関及び税制当局に通知・公表
※ 租税特別措置等の要否そのものは判断していない。

点検の観点

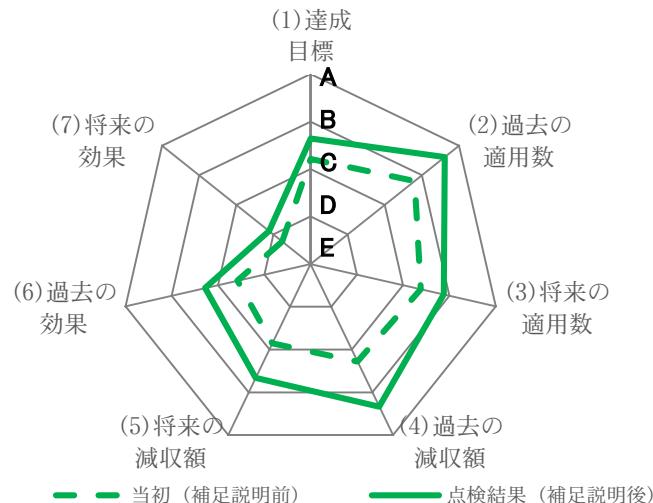
- 租税特別措置等の「達成目標」、「適用数」、「減収額」及び「効果」の4項目に関する分析・説明の内容を点検
- 政府全体で取り組んでいるEBPM（エビデンスに基づく政策立案）の考え方
(※) を踏まえ、①租税特別措置等という政策手段との適切な論理関係に基づく達成目標の設定、達成目標の実現状況（効果）の具体的・客観的な説明、②達成目標の実現状況（効果）に対する租税特別措置等の寄与の程度の分析・説明に焦点
※ EBPMでは、課題を特定してその解決に向けた目標を設定し、その達成を目指すロジックを構築して統計等データの合理的根拠に基づき検証することが重要

令和2年度 稟税特別措置等に係る政策評価の点検結果について

点検結果

- 点検過程における各行政機関からの補足説明により、「適用数」及び「減収額」については、分析・説明の内容の改善が図られたが、「達成目標」の設定及び「効果」については、いまだ説明責任が十分に果たされていない状況
(下図、表参照)
- 現時点での「達成目標」、「適用数」、「減収額」及び「効果」の4項目に関する分析・説明が不十分なものについては、今後の税制改正作業において更なる検証が必要
(4頁以降参照)

図 補足説明の前後における分析・説明状況の比較



※ 評価書ごとに、各項目に右表の段階に応じた点数(A:4点、B:3点、C:2点、D:1点、E:0点)を付し、その合計を評価書の数(42件)で除すことにより作成。ただし、点検項目(2)、(4)及び(6)については、それぞれの母数から新設要望に係る評価書6件を除いている。

表 段階（A～E）の考え方

段階	分析・説明があるか	定量化されているか	算定根拠等が十分に説明されているか	十分な分析・説明があるか（※）
A	あり	あり	あり	あり
B	あり	あり	あり	なし
C	あり	あり	なし	
D	あり	なし		
E	なし			

※ 外部要因を考慮した措置の直接的効果の分析等

個別具体的な事例

- I 達成目標と効果に関する分析・説明が不十分な評価書(7件)
- II 達成目標と措置の関係が遠く、また、効果に関する分析・説明が不十分な評価書(8件)
- III 租税特別措置等の適用数が僅少である場合の分析・説明が不十分な評価書(17件)

- (注) 1 各事例の【評価書の記述】及び【補足説明】欄については、点検時点において各行政機関から提出のあった評価書及び当省からの照会に対する各行政機関からの補足説明の記述を転記したものである。
- 2 下線については、当省が付した。
- 3 同一事案で複数の指摘を行っているものが含まれる。

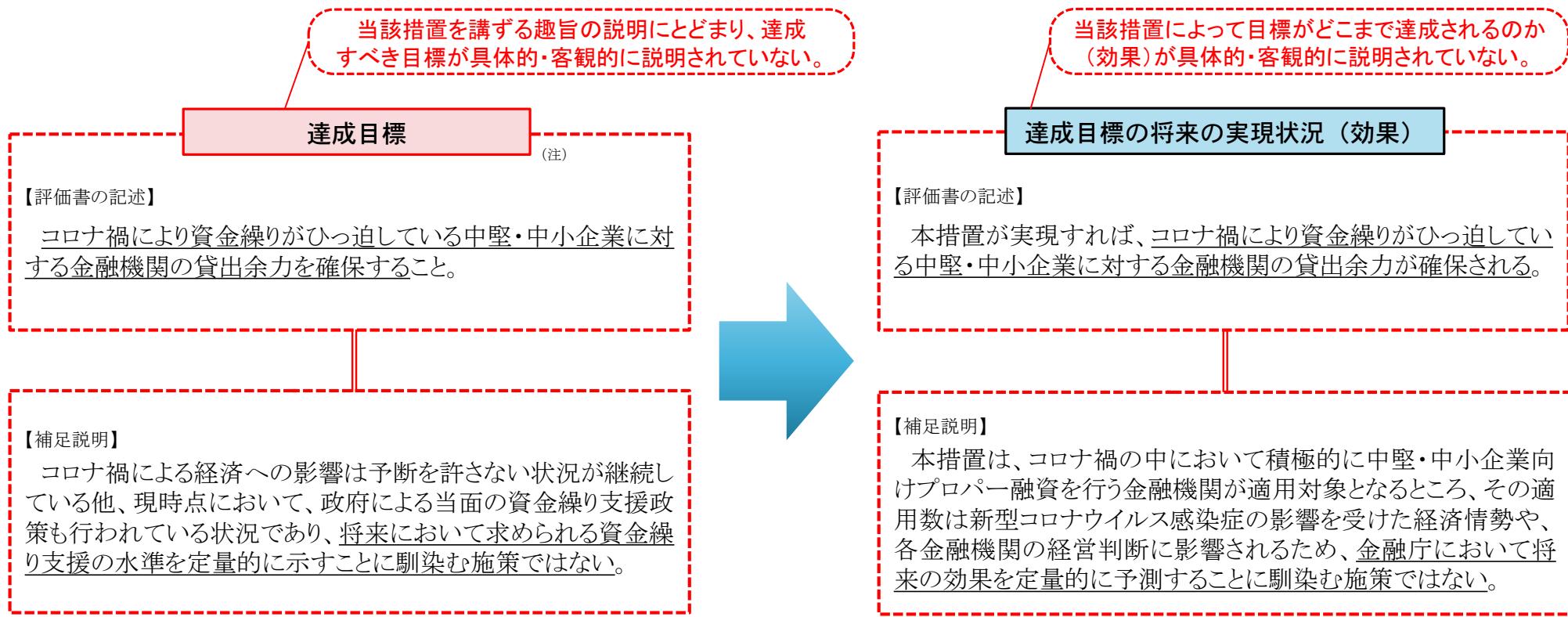
I 達成目標と効果に関する分析・説明が不十分な評価書

● 当該措置により達成すべき目標や効果が具体的・客観的に説明されておらず、租税特別措置等の有効性が明らかにされていない。

【該当評価書】7件 《金融01》《金融03》《厚労01》《厚労02》《経産04》《経産06》《経産11》

《金融01》中堅・中小企業向け融資促進支援のための時限措置(法人税、法人住民税、法人事業税)

【要望の内容】金融機関が実施する中堅・中小企業向けプロパー融資(金融機関が実行する国内勘定の企業向け融資のうち信用保証協会の保証がない法人事業性融資)の前年度末比増加額の一定割合を、既存の一括評価貸倒引当金損金限度額に上乗せし、損金算入限度額を拡大する制度の新設



(注) 達成目標の達成時期が、事後評価の実施が見込まれる3年から5年後までの間において示されていない点について、別途指摘している。

I 達成目標と効果に関する分析・説明が不十分な評価書(続き)

● 当該措置により達成すべき目標や効果が具体的・客観的に説明されておらず、租税特別措置等の有効性が明らかにされていない。

【該当評価書】7件 《金融01》《金融03》《厚労01》《厚労02》《経産04》《経産06》《経産11》

《厚労01》地域における医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度の延長等(法人税、法人事業税)

- 【措置の内容】①長時間勤務の実態が指摘される医師等の勤務時間短縮に資する器具及び備品、ソフトウェアについて、都道府県に設置された医療勤務環境改善支援センターの助言の下に作成した医師等労働時間削減計画に基づいて取得することで、15%の特別償却が受けられる制度
②地域医療構想の実現のため地域医療構想調整会議で合意された病床の再編等を行った場合に取得する建物及びその附属設備について8%の特別償却が受けられる制度
③医療保健業を営む個人又は法人が、取得価格500万円以上の高額な医療用機器を取得した場合に、取得価格の12%の特別償却が受けられる制度

当該措置を講ずる趣旨の説明にとどまり、達成すべき目標が具体的・客観的に説明されていない。

当該措置によって目標がどこまで達成されるのか(効果)が具体的・客観的に説明されていない。

達成目標

(注1)

【評価書の記述及び補足説明】

①本特別償却制度等により、医療従事者の労働時間の短縮を促進することで、医療従事者の健康及び医療の質を確保することを目標とする。

②地域医療構想調整会議で合意された再編等により、医療機関における病床の機能分化・連携の取組を進める。この進捗状況については、地域医療構想の2025(令和7年)における必要病床数に対する実際に増減された病床数の割合により評価する。当該数値を前年度と比較して低下させ、2025年度までに100%とすることを目標とする。(注2)

③医学医術の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機器の普及促進を図ることで、地域において良質かつ適切な医療を提供する。

達成目標の将来の実現状況(効果)

【補足説明】

①「医療従事者の健康」、「医療の質」についての定量的な目標設定につきましては、明確かつ客観的な指標がなく、また、「医療の質」を定義する法令や政策もないため、本制度について定量的な目標を設定することは困難です。ただ、時間外労働時間の短縮が「医療従事者の健康」及び「医療の質の確保」につながると考えられるため、時間外労働時間の短縮目標を掲げているところです。

②当該特例措置を活用した民間医療機関の再編の実績があがってきており、本特例措置が地域医療構想の実現に寄与している。

③「良質かつ適切な医療」、「医療の質」は明確かつ、客観的な指標がないため、定量的に測ることができず、将来の効果を測ることは困難です。

(注)1 達成目標の達成時期が、本特例措置の適用期間の最終年度において示されていない点、及び、達成目標が他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができない点について、別途指摘している。

2 達成目標②については、補足説明により、「当該数値を」以下の部分が追記され、達成すべき水準が定量的に示されていない点は解消された。

I 達成目標と効果に関する分析・説明が不十分な評価書(続き)

● 当該措置により達成すべき目標や効果が具体的・客観的に説明されておらず、租税特別措置等の有効性が明らかにされていない。

【該当評価書】7件 《金融01》《金融03》《厚労01》《厚労02》《経産04》《経産06》《経産11》

《経産11》特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）の延長（法人税、法人住民税、法人事業税）

【措置の内容】商業・サービス業を営む中小企業者等が経営改善指導等に基づき、建物附属設備(1台60万円以上)又は器具・備品(1台30万円以上)を取得した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除の選択適用(税額控除は資本金3,000万円以下の法人、個人事業主のみ)を認める制度

当該措置を講ずる趣旨の説明にとどまり、達成すべき目標が具体的・客観的に説明されていない。

当該措置によって目標がどこまで達成されるのか（効果）が具体的・客観的に説明されていない。

達成目標

【評価書の記述】

中小商業・サービス業における質の向上や業務の効率化等に資する設備投資を促進することにより、売上高の安定化・向上を図る。

【補足説明】

- ・達成すべき水準については、中小卸売業、小売業、サービス業の前期比売上額DIを安定的に向上させることを目標としている。
- ・達成目標及び達成すべき時期は、本税制措置の延長後の期限である令和4年度末を目指に、達成された状態が継続していくことを目標とする。

達成目標の将来の実現状況（効果）

【補足説明】

中小企業庁のアンケートによれば、本税制措置を利用して経営改善効果があったと答えた事業者84%に達しており、直接的な効果があつたものと考えられる。また、本税制措置を利用した中小企業は、中小企業の平均よりも高い売上高営業利益率を記録しているところ。今後も、新型コロナウイルス感染症の影響下において、需要の冷え込みに備え、経営改善に取り組む事業者からの利用が見込まれる。

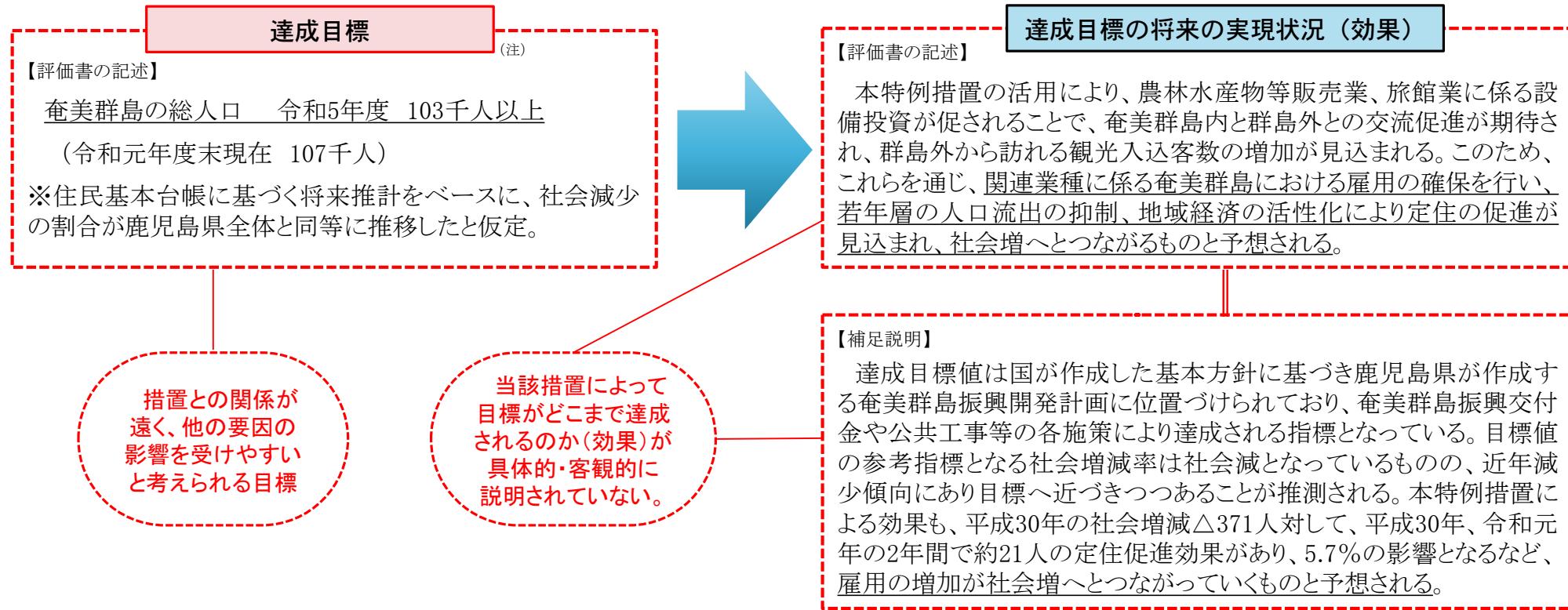
II 達成目標と措置の関係が遠く、また、効果に関する分析・説明が不十分な評価書

- 当該措置との関係が遠い定量的な達成目標が設定され、当該措置による効果が具体的・客観的に説明されておらず、租税特別措置等の有効性が明らかにされていない。

【該当評価書】8件 《内閣02》《内閣04》《内閣05》《内閣06》《内閣07》《経産01》《経産02》《国交09》

《国交09》奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長(法人税、法人住民税、法人事業税)

【措置の内容】奄美群島のうち、奄美群島振興開発特別措置法第11条第1項及び第8項の規定に基づき市町村が作成し主務大臣(国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣)が認定した産業振興促進計画の地区における、法人又は個人に適用される、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等に係る割増償却を認める制度



(注) 達成目標の達成時期が、本特例措置の適用期間の最終年度において示されていない点について、別途指摘している。

III 租税特別措置等の適用数が僅少である場合の分析・説明が不十分な評価書

● 過去又は将来の適用数が10件未満と僅少※である租税特別措置等について、達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。

【該当評価書】 17件 《内閣01》《内閣02》《内閣03》《内閣04》《内閣05》《内閣06》《内閣07》《厚労03》
《農水02》《農水03》《経産08》《国交01》《国交02》《国交04》《国交05》《国交06》《国交09》

※対象事業等の一部の適用数が10件未満のものも含む。

《厚労03》生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長

(法人税、法人住民税、法人事業税)

【措置の内容】 生活衛生同業組合(出資組合に限る。)及び生活衛生同業小組合が策定する振興計画に基づく共同利用施設(一の共同利用施設の取得価額が200万円以上のものに限る。)に係る特別償却を認める制度

達成目標

(注1)

【評価書の記述】

生活衛生同業組合等における共同利用施設数の増加を通じ、個々の営業者の経営基盤の強化を図る。ただし、ひとつの指標として、今後、生活衛生関係営業の業況DIがプラスに転じることが必要である。

【過去・将来の適用数】 (昭和55年度創設)

(注2)

※令和2年度以降の適用見込数は、厚生労働省が、平成29年度～令和元年度の実績及び見込み(関係団体へのアンケート調査の結果)を平均し算出

	平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)
適用数 (件)	1	0	1	1	1	1

【評価書の記述】

適用数自体は少ないが、当該施設が設置されたことで生じる生産性向上効果は、当該生活衛生同業組合等の傘下企業全体に波及しうると考えられる。

【補足説明】

・生活衛生関係営業の業況DIの推移は把握しているものの、過去5年以上マイナスが続いている。ただし、2011年4～6ヶ月が▲33.8であったのに対し、2019年4～6ヶ月では▲14.2となるなど、近年一定の回復傾向にはあり、また2019年の生活衛生関係営業の設備投資の実施状況は2008年の調査開始以来2番目に高い数字となるなど、内需創出に寄与していると思料される。(日本政策金融公庫『生活衛生関係営業の設備投資動向(2019年)』)

・直近の適用見込み件数については、新型コロナによる経営状況の悪化等により、今後一定期間設備投資を控えることが予測される状況もあり僅少となっているが、回復後の生産性の向上や経営基盤の強化に繋げていくためには、本特例措置による共同利用施設整備が有用であると考えられる。

《国交02》関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長

(法人税)

【措置の内容】 関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設のうち、研究所用施設に係る建物及び附属設備並びに機械及び装置で一定の規模以上の償却資産については普通償却に加え、初年度の特別償却を認める制度

達成目標

【評価書の記述】

①令和4年度末までに施設立地数を165施設とする、②施設整備率を都市全体でおおむね60%以上(令和4年度末までにおおむね54%)とする。

【過去・将来の適用数】 (昭和62年度創設)

(注2)

	平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	※令和2年度以降の適用見込数は、国土交通省が行った、現地立地企業及び府県宛てアンケート調査並びに聞き取り調査による。
適用数 (件)	3	2	1	10	6	4	

【評価書の記述】

文化学術研究施設の新規立地が年平均3～4施設程度であるのに対して、本特例措置が年平均2件程度適用されていることからも、現状の適用件数が僅少とは言えない。

【補足説明】

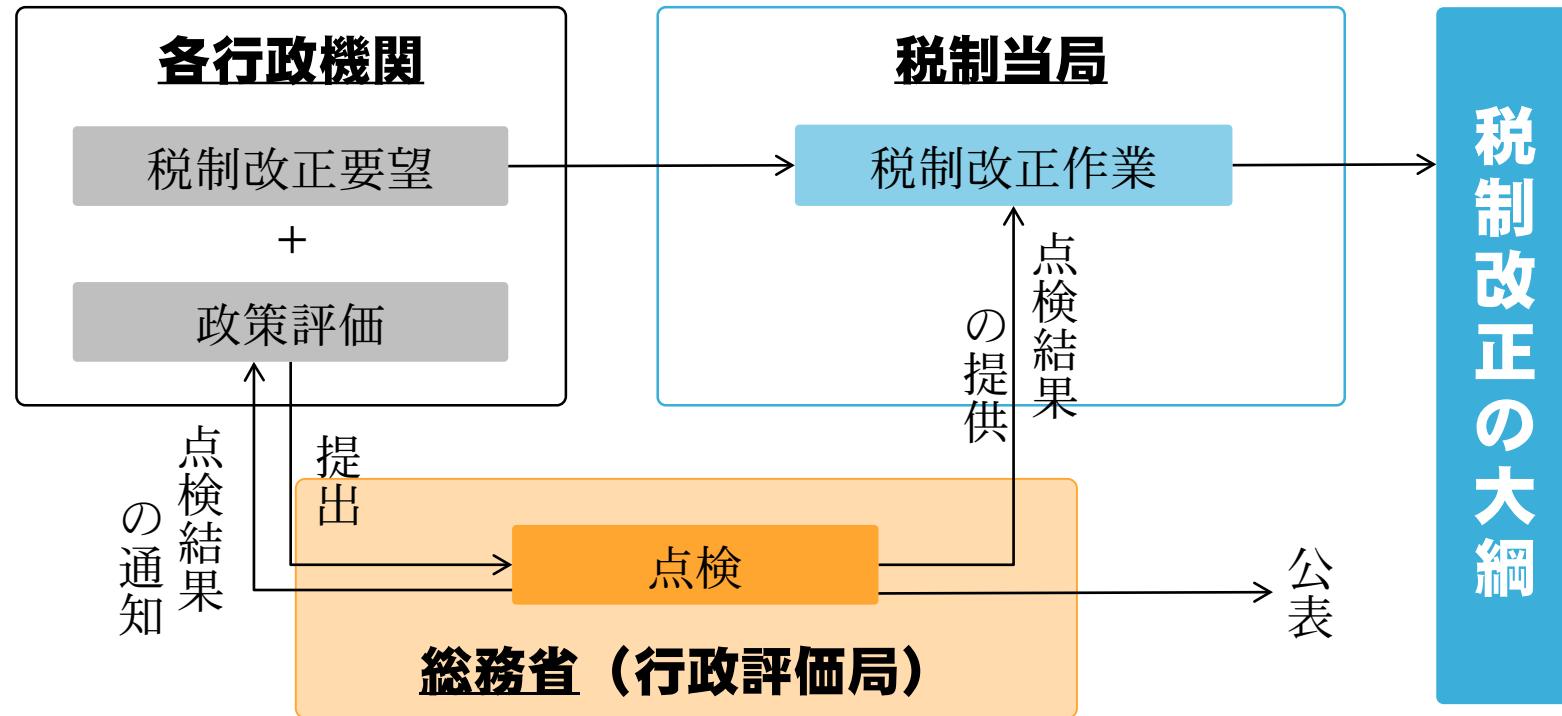
・「工場立地動向調査」(経済産業省)を用いて、本特例措置が無い場合として、統計上想定される学研都市の年間施設立地数を推計すると以下のとおり。学研都市が存する大阪府・京都府・奈良県(3府県)の平成29年度～令和元年度に研究所(研究所付設工場を含む。)用地取得件数は、年間平均約17件。3府県の総市町村数(108市町村)に対する学研都市(8市町)の割合は約7%であることから、8市町で年間約1件の立地が見込まれるが、8市町の面積に対する研究施設用地面積の割合は1%程度であることから、本特例措置が無い場合、学研都市の施設立地数は0施設／年と推計。上記を踏まえると、本特例措置の適用数2件(平成30年度)は、十分に達成目標の実現に寄与している。

・本特例措置の対象となる施設は、経済状況等を踏まえて企業が立地の判断を行うため、完全にその影響を取り除くことは困難であるが、本特例措置の創設以降、①38施設が適用を受けており、全体施設数(令和元年度末時点で151施設)の約25%を占めていることから、本特例措置がなければ、現在の立地施設数は113施設の立地で留まっていた可能性がある、②研究施設用地(441ha)のうち91ha(約20%)が適用を受けていることから、本特例措置がなければ、現在の研究施設立地面積は350haの立地で留まっていた可能性がある。

(注) 1 達成目標の達成時期が、本特例措置の適用期間の最終年度において示されていない点について、別途指摘している。

2 【過去・将来の適用数】の表は、点検時点において各行政機関から提出のあった評価書に基づき当省が作成した。

【参考】租税特別措置等の評価と点検の流れ



(参考)租税特別措置等に係る政策評価の対象

[義務]法人税(国税)、法人住民税・法人事業税(地方税)関係の措置

[努力義務]上記以外の税目関係の措置

※ 評価は、税負担を軽減・繰延べする租税特別措置等が対象。税負担を加重するものは対象外

※ 総務省は、各行政機関に評価の実施が義務付けられている法人税、法人住民税、法人事業税関係の措置に係る事前評価を重点的に点検